

# 正誤表

## 667 ページ 4 行目、9 行目、11 行目、13 行目

### 【誤】

日印租税条約においては、『報酬の受領者が当該課税年度または、「前年度」を通じて合計 183 日を超えない期間当該他方の条約国内に滞在すること』とされており、この『当該課税年度または、「前年度」』については、出国の日または帰国の日の属する年の 1 年間の滞在日数の合計と解釈されています。つまり、課税期間中のどの日をとっても、過去 1 年間の滞在日数の合計が 183 日以下となる場合に、課税が免除されることとなります。

上記の場合では、出国の日の属する課税年度（2012 年度の滞在日数）と帰国の日の属する課税年度（2013 年度の滞在日数）中に滞在した日数を合計した日数で 183 日の判定を行うこととなります。つまり図表のケースの場合、2013 年度は、183 日を超えるため、短期滞在者免税の適用は受けられません。

なお、韓国、スイス、中国、オランダなどについては、合計年度ではなく単年度により判定を行います。つまり、各国で規定されている課税年度ごとに滞在日数の判定を行うこととなります。

### 【正】

日印租税条約においては、『報酬の受領者が当該課税年度または、「前年度」を通じて合計 183 日を超えない期間当該他方の条約国内に滞在すること』とされており、この『当該課税年度または、「前年度」』については、出国の日または帰国の日の属する年の 1 年間の滞在日数と解釈されています。

上記の場合では、出国の日の属する課税年度（2012 年度の滞在日数）と帰国の日の属する課税年度（2013 年度の滞在日数）中に滞在した日数で 183 日の判定を行うこととなります。つまり図表のケースの場合、2013 年度は、183 日を超えないため、短期滞在者免税の適用を受けることができます。

なお、韓国、スイス、中国、オランダなどについても、同様に合計年度ではなく単年度により判定を行います。つまり、各国で規定されている課税年度ごとに滞在日数の判定を行うこととなります。